

平成二十一年七月十七日受領  
答弁第六四九号

内閣衆質一七一第六四九号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による天下りに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による天下りに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の質問主意書（平成二十一年六月二十四日提出質問第五八八号）一から三までのお尋ねについては、外務省が保管している文書の確認等に膨大な作業を必要とするため、御指摘の答弁を行ったものである。

二について

御指摘の期間における御指摘の「天下り」に関するお尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の者の報酬については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定）等において報告を受ける対象となっていないためである。

四について

先の答弁書（平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第五八八号）六から八までについてでお答えしたと

おりである。